

平成 28 事業年度に係る業務の実績に関する報告書

平成 29 年 6 月

国立大学法人
群馬大学

○ 大学の概要

(1) 現況

- ① 大学名 国立大学法人群馬大学
- ② 所在地 群馬県前橋市（本部・荒牧キャンパス・昭和キャンパス）
群馬県桐生市（桐生キャンパス）
群馬県太田市（太田キャンパス）
- ③ 役員の状況
学長名 平塚 浩士（平成27年4月1日～平成29年3月31日）
理事数 5名（内1名は非常勤）
監事数 2名（内1名は非常勤）
- ④ 学部等の構成
学 部 教育学部
社会情報学部
医学部
理工学部
研 究 科 教育学研究科（修士課程・専門職学位課程）
社会情報学研究科（修士課程）
医学系研究科（修士課程・博士課程）
保健学研究科（博士前期課程・博士後期課程）
理工学府（博士前期課程・博士後期課程）
附置研究所 生体調節研究所 ※

※ は共同利用・共同研究拠点に認定された施設を示す。

- ⑤ 学生数及び教職員数
学生数 6,483名（183名）※
[内訳]
学 部 5,121名（73名）※
研究科 1,362名（110名）※
※（ ）は留学生数で内数。

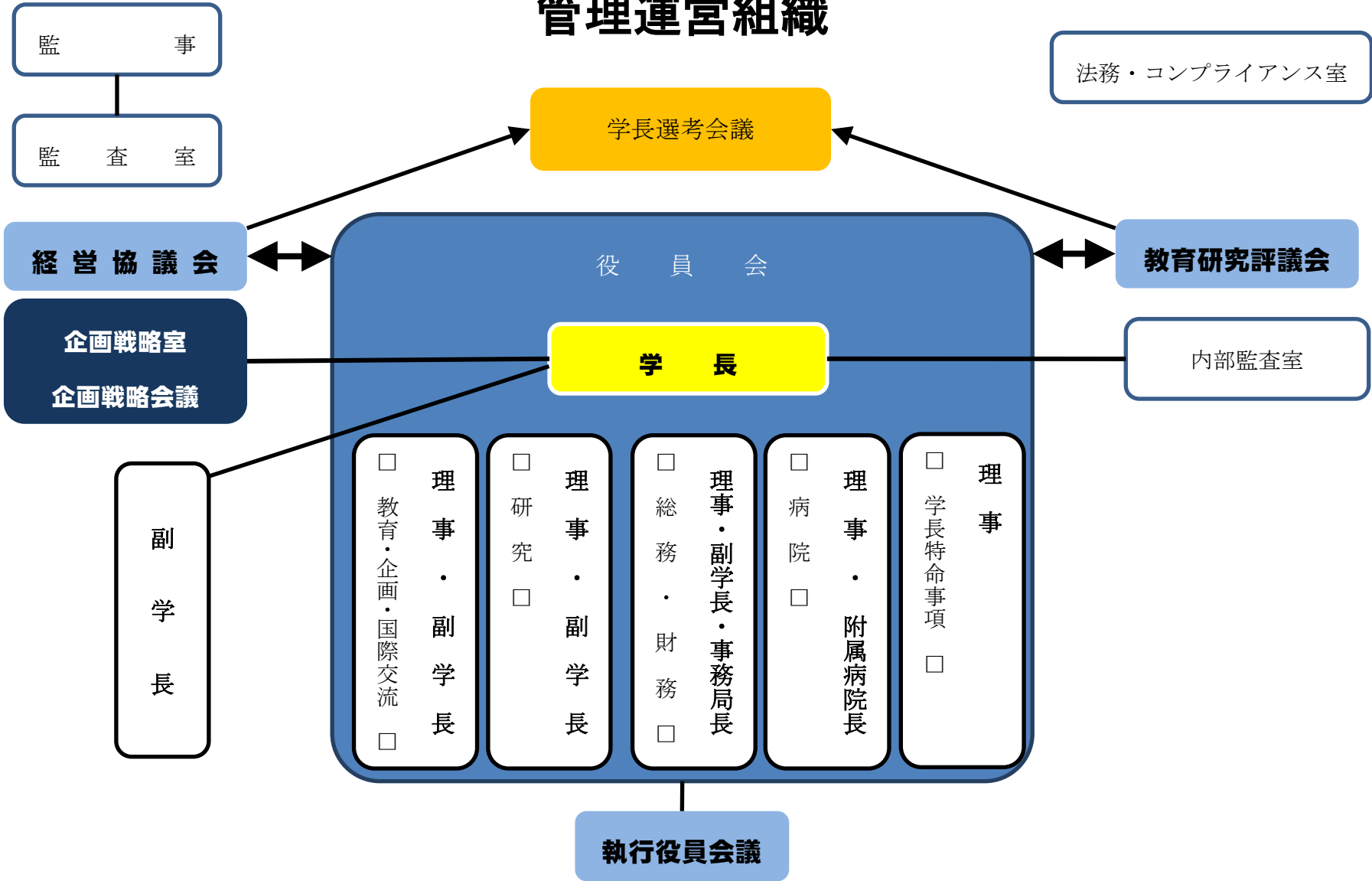
教員数 938名
職員数 1,413名

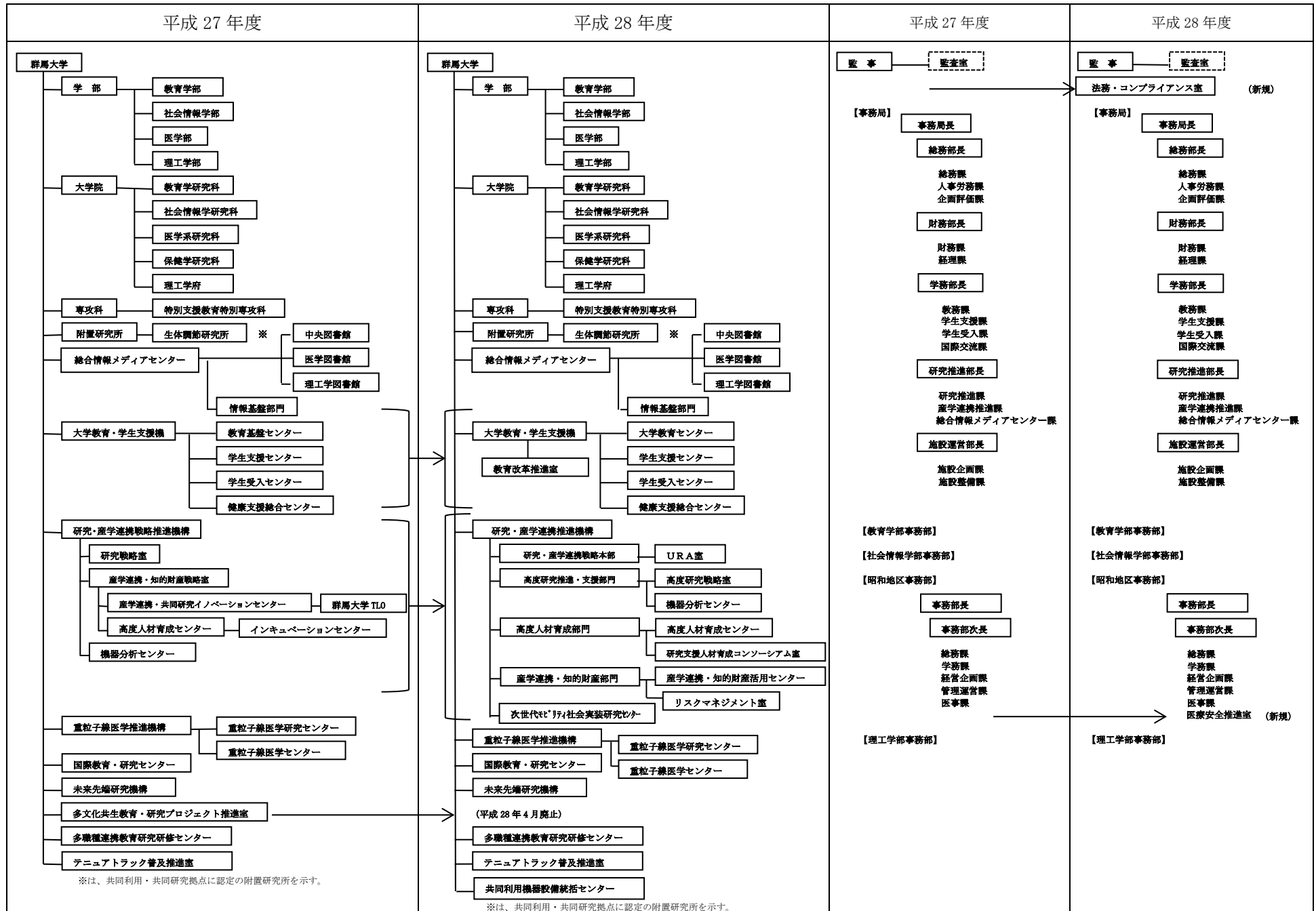
(2) 大学の基本的な目標等

本学は、北関東を代表する総合大学として、知の探求、伝承、実証の拠点として、次世代を担う豊かな教養と高度な専門性を持った人材を育成すること、先端的かつ世界水準の学術研究を推進すること、そして、これらを通して地域社会から世界にまで開かれた大学として国際社会に貢献することを基本理念に掲げ、以下の目標を設定する。

- ① 教育においては、1) 教養教育、学部専門教育、大学院教育を通して、豊かな人間性を備え、幅広い視野と旺盛な探究心を持ち、基礎知識に裏打ちされた深い専門性を有する人材、地域社会での活動及び国際交流活動を積極的に推進できる人材を養成する。2) この人材養成のために、学生の勉学を促進する学習環境を整備する。3) 社会人の学び直しの機会、より高度な専門的知識の修得の機会を提供する。
- ② 研究においては、1) 未来先端研究機構を本学の戦略的重点分野の研究を推進するプラットフォームとして、多様な学術領域での独創的な研究を国内外の大学・研究機関と連携して進める。2) 国際的な研究推進・人材育成のネットワークを構築し、研究拠点を形成する。3) 最先端の研究をイノベーションに結びつけるために、産業界や自治体等との共同研究・共同事業を推進する。4) 若手・女性研究者を含め、各研究者の学術活動の高度化に向け、研究支援体制を強化する。
- ③ 社会貢献においては、1) 地域の文化を育み、豊かな社会を創るため、知の拠点として学内外の関係機関と連携した活動を行う。2) 社会の多様なニーズに応え、産業の創出・展開に貢献し、本学の知を社会に還元する。3) 地域の教育、医療を担う中核として、関係機関と連携した活動を進める。
- ④ 国際交流においては、1) 海外からの留学生の受入れ及び学生の海外留学を促進し、多文化共生の理念の理解を促す活動を推進する。2) 教職員の国際交流を活発に行い、学術面での国際交流活動を積極的に展開する。
- ⑤ 大学運営においては、1) 学長のリーダーシップの下に経営戦略を明確にし、教員組織を一元化した学術研究院を基に機動的な教育・研究体制の組織化を進め、社会のニーズに応えられる大学運営を行う。2) 学内での情報の共有化と統合化を進め、効果的な教育・研究体制を構築する。3) 国内外への情報発信に努め、社会との相互信頼・協力関係を強化する。4) 不断の点検・評価と改革を行い、大学の活力を維持・発展させる。

管理運営組織





1. 教育研究等の質の向上の状況

教育

■ 教育改革の基盤整備としての教育改革推進室の設置

本学では、専門教育に円滑に移行できる、学士力の基盤となる能力を身に付けさせる教育を行うため、教養教育の改革に着手した。平成 28 年 7 月 1 日付けで、大学教育・学生支援機構の下に「教育改革推進室」を設置し、教育実施体制及び教育方法等に関する企画立案等を担う「教育企画部門」と、地域と連携した教育に関する企画立案等を担う「地域協働部門」の 2 部門で構成することにより、教育改革の推進体制を整備した。

教育企画部門では、新たに専任教員を配置することにより、継続的な教学マネジメントを行える体制を強化した。

地域協働部門では、これまで、本学が培ってきた PBL(※)型教育を軸に、地域の有識者の外部講師としての活用、地域課題を題材としたアクティブ・ラーニングの推進、社会人とともに学ぶ社会人学び直し教育の展開等により、地域の社会ニーズに応じたグローバルに活躍できる人材の育成を行うための企画を策定し、実施することとしている。

※ PBL : Problem Based Learning 又は Project Based Learning の略。
問題発見解決型学習。

■ グローバル教育の充実・展開（平成 27 年度以前からの取組）

学生の国際性を涵養するため、本学では教養教育における英語運用能力向上の取組及び学部学生の国際的な視野とリーダーシップの養成に力を入れたグローバルフロンティアリーダー育成コース（GFL）の展開を行っている。

英語運用能力向上の取組としては、全学部の新入生を対象とした英語プレースメントテストの結果に基づき、1 クラス 40 名以下で編制されたクラスでの習熟度別授業を行っている。学部 1 年生を対象に TOEIC IP の受験を義務付け、学部別に英語運用能力の達成度を把握しているが、本学での英語学習の教育効果を検証し、学生が自ら学習成果を確認できるよう受験回数を 2 回に増やすことにした。また、各キャンパスの図書館に、語彙数により 5 段階にレベル分けした英語多読教材を延べ 24,740 冊整備し、学生各自の判断でレベルに応じた教材を読んだ後、Moodle 上に設定された多読クイズを解き、当該クイズに 6 割以上正解することで、語彙数が登録され、その登録された語彙数を成績評価に反映させるなど、e ラーニングを活用した学生の英語教育の指導を行っている。学年の初めはレベル 1、2 の貸出数が多いが、その後は上のレベルの貸出数が増加しており、英語能力が上がっていると認められる。

【英語多読教材のレベル別貸出冊数割合】

4 月	レベル 1 : 57.6%	レベル 2 : 30.7%	レベル 3 以上 : 11.7%
5 月	レベル 1 : 43.0%	レベル 2 : 40.3%	レベル 3 以上 : 16.3%
6 月	レベル 1 : 27.5%	レベル 2 : 43.9%	レベル 3 以上 : 28.6%

グローバルフロンティアリーダー育成コースについては、平成 25 年度に医学部と理工学部において開始し、平成 27 年より教育学部と社会情報学部でも開始され、現在、全学展開している。5 月には成果報告会を開催し、留学体験や企業訪問、先端研究紹介講座等の GFL 活動や、活動を通して得た国際的なものの見方やリーダーとしての心構え、研究テーマへ取り組む姿勢といった成果を学内外の参加者へ向けて発表した。土曜日の開催にもかかわらず、173 名の参加があったことから（学生 130 名、教職員 30 名、高校生及び高校教員 13 名）、取組への関心が高いことが分かる。

■ ポストドクター・キャリア開発事業（平成 27 年度以前からの取組）

高度人材育成センターでは、平成 23 年度～平成 27 年度に科学技術人材育成費補助事業として行ったポストドクター・キャリア開発事業の継続事業として、平成 28 年度も引き続きポストドクター及び博士課程学生のキャリア開発支援、起業家精神に富んだ人材養成を通じた高度人材の育成を目的として、次の取組を行った。ポストドクターについては、参加した 4 名に対して、就業力向上のための講座の受講や長期インターンシップ等のキャリアパス構築支援活動を行った結果、4 名全員について就職実績を上げることができた。また、産学連携リサーチアシスタント（RA）として採用した博士後期課程の学生 12 名に対して、課程修了後の多様なキャリアパスを描けるよう、博士後期課程の就業力養成講座である「上級 MOT」、「事業計画作成実習」、「自己表現スキル」の受講や、テーマがマッチした共同研究の実施等の活動を行った。

あわせて、「産業界が求める博士人材像」を明らかにすることで、博士人材養成のあり方を見直すことを目的に、就業力養成カリキュラムの検証、就業力養成の取組内容の検証等を主な視点として、2,239 社にアンケートを実施した。アンケートの結果、企業内での育成環境の整備状態により大学への期待度に差があることを踏まえ、従来の養成科目の枠組みを再編した。また、養成コースごとにその目的に沿って必要科目を見直すようカリキュラムを変更した。

なお、平成 28 年度に実施された事後評価においては、所期の計画を超えた取組が行われているとして、総合評価「S 評価」を受けた。

研究

■ 次世代モビリティ社会実装研究センターの設置

国の戦略的イノベーション創造プログラムにおいても自動走行システムの研究開発が進行する中、企業の協力を得て、自動運転技術の研究開発と、その

技術の車両への実装を行うとともに、行政の協力の下その車両の社会での最適な運用形態を研究・実験し、確実に社会に受け入れられるシステムの構築並びに、次世代自動車産業振興に資する産学官金連携イノベーションの拠点形成を目指し、平成 28 年 12 月 1 日に「次世代モビリティ社会実装研究センター」を設置した。また、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と次世代モビリティ社会実装に関する研究を推進することを目的として、研究開発、人材交流・育成など相互の協力が可能な分野において、相互協力による連携体制を構築するため、平成 28 年 12 月 28 日に協定を締結した。さらに、AI 技術やビッグデータ処理技術等の完全自動運転社会に求められる技術要素について共同で研究することを目的に、NTT データと「次世代モビリティ社会実装研究に関する協定書」を締結することを決定した。

■ビッグデータ統合解析センターの展開

平成 27 年 12 月に、未来先端研究機構に設置されたビッグデータ統合解析センターでは、生体・診療・投薬情報に加え、地域特性を集積して統合的に解析を行うため、「臨床研究支援システム」を稼働させ、クリニカルバイオバンクとして検体を診療科横断的に収集するシステムをスタートさせた。

■学内研究シーズ等に対する支援体制（平成 27 年度以前からの取組）

中期的には大型外部資金の獲得等に繋げることを目的とし、本学の強みや特色につながる可能性のある分野の研究プロジェクトを「重点支援プロジェクト」と位置づけて支援している。平成 28 年度には、各学部から提案された計 17 テーマを、高度研究戦略室を中心とした書面審査及びヒアリング審査を通じて 7 テーマに絞り、これらを重点支援プログラムに選定し、研究費を配分した。選定したテーマのうち、「顧みられない熱帯病の統合理解と治療薬開発研究基盤の構築」を基礎とした研究が、翌年、日本医療研究開発機構（AMED）の地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）に採択され、大型研究資金の獲得に繋がった。

また、科学研究費助成事業の獲得を目指す研究者を積極的に支援するため、同年度科研費不採択者の中から、①大型競争的資金（研究費 500 万円以上）を目指す者、②40 歳以下の若手研究者、③女性研究者を対象に、それぞれ公募・選考により研究助成金を措置した。

さらに、国際的な研究活動の展開を促進するため、「研究者海外派遣助成金」の骨子を策定した。

■科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業（平成 27 年度以前からの取組）

平成 26 年から実施している科学技術人材育成のコンソーシアム（コンソーシアム名：地域特性を活用した「多能工型」研究支援人材養成拠点）の構築事業は、首都圏北部 4 大学連合事業の枠組みが受け皿となり、群馬大学、宇都宮

大学、茨城大学が事業実施機関、埼玉大学が連携機関となり、研究支援人材（大学での呼称は URA）を雇用して、これの育成を行うものである。

URA に対する人材育成プログラムでは、座学及び実習で構成される教育プログラムを実施しており、プロジェクトの調整能力やプロジェクトの企画・立案件数等業績を評価するための評価シートを開発し、同一尺度による業績の定量化を図り、客観的な評価を行うよう努めている。さらに、キャリアパスや評価基準、行動基本方針を策定した。

URA 5 名の活動を通じて、異分野の知の融合による新たな知の創出や産学官連携によるイノベーションの創出に向けて、研究及び産学連携にかかる支援業務の強化を図っている。

なお、本事業については、中間評価において、多能工型の URA として座学・実習でスキルを育成する教育プログラムを体系的に構築し、順調に推移していること、評価・処遇反映システムをはじめとして、制度を整え着実にシステムを運営していること、また、参加機関をさらに 10 機関加えたことや他機関へのノウハウ展開等について高く評価され、「A 評価」を受けた。

社会貢献

■研究・産学連携推進機構の改編

本部機能の強化、組織的な連携体制の構築を目指し、平成 28 年 4 月に高度研究と国際共同研究プロジェクトの推進を担う「高度研究推進・支援部門」、博士人材や研究支援人材の育成を担う「高度人材育成部門」、知的財産管理活用、共同研究推進、研究・産学連携に関するリスク管理を担う「産学連携・知的財産部門」の 3 部門を設置した。

また、部門を統括し高度教育研究・産学連携に関するプロジェクト等の企画立案、ファンディングへの対応並びに学長のシンクタンクとしての機能を担う「研究・産学連携戦略本部」を設置し、各部門との有機的な連携と機能強化を図り、研究・産学連携に関する特色・強みを明確化し、高度先端研究、産学連携・知財創出の加速等の充実を図るとともに戦略的に取り組む体制を整えた。

■地域貢献活動とりょうもうアライアンスの構築

地域連携推進室において、地域社会の活性化及び教育文化水準の向上を図るための事業を実施した。具体的には、ぐんま天文台等と連携した 36 件の公開講座の開講、地域貢献シンポジウム「～明快！群馬の魅力の伝え方～」の開催、平成 17 年度から継続して開催している群馬ちびっこ大学の実施（来場者数は 6,590 人）である。

さらに、他大学、諸機関等との連携を強化し、地域で主催する事業「まちなかキャンパス」等へ参加し、地域の振興・発展に貢献した。

群馬大学、前橋工科大学、足利工業大学、群馬工業高等専門学校の連携によ

る、両毛地域の教育研究の高度化、新技術開発、新産業創出に貢献することを旨とする新しい体制「りょうもうアライアンス」を構築した。なお、本取組は文部科学省設備サポートセンター整備事業の支援を受けて行っているものであり、具体的には、(1) 取りこぼしの無い企業サポートを目的とした、企業からの依頼分析や技術相談の相互紹介 (2) 各機関の教育研究力の向上を目的とし、分析装置や大型設備の共同利用 (3) 技術力と実務経験を有した即戦力学生の育成を目的としたマイスター育成プログラムの実施、について連携を行うもので、平成 28 年 9 月 22 日に連携機関による協定調印式が行われ、キックオフシンポジウムを開催した。

平成 28 年度中の企業相談件数は 30 件で、うち、他の連携機関へ 2 件紹介し、りょうもうアライアンスの仕組みは順調にスタートしたと言える。

■群馬産学官金連携推進会議の実施

大学の研究成果を基にした地域経済の活性化を図るため、群馬産学官金連携推進会議を開催している。これまで、基調講演、パネルディスカッション、ビジネス交流会及び会場ロビーにおける大学、企業、各種団体によるブース展示を行っていたが、平成 28 年度は、大会場で 1 つのテーマについて行っていたパネルディスカッションを 3 つの小会場で 3 つの個別のテーマで行うテクニカルセッションに、ブース展示をポスターセッションに変更し、聴講型から参加型の催しに変えた。

結果、参加者数が前年度より 47 名増の 456 名となり、参加者のアンケートでもテクニカルセッションが「参考になった」という回答が全体の 65% を占めたことから、参加者の距離を縮め、より活発な交流の場を作り出すことに成功した。

共同利用・共同研究拠点

■共同研究拠点としての活動

生体調節研究所では、共同利用・共同研究拠点として当研究所が蓄積してきた研究成果、解析技術、研究材料などの研究リソースを基盤として、内分泌・代謝学研究者コミュニティが要望する共同研究課題を公募し、計 37 件を共同研究として採択した。そのうち、特に競争の激しい分野である「糖尿病・肥満関連の研究課題」2 件、「若手 (39 歳以下) 研究者・女性研究者の研究課題」4 件、「外国研究者の研究課題」3 件、「創薬・イノベーションの研究課題 (生活習慣病を対象とした創薬シーズの探索)」2 件の計 11 件を重点課題として採択し研究を推進した。

また、採択した全共同研究課題のうち 13 件が若手研究者または女性研究者との共同研究 (重点課題「若手研究者・女性研究者の研究課題」として採択したものを含む) であり、若手・女性研究者の育成も推進している。

内分泌代謝学研究を推進するために、平成 28 年 11 月 10 日～11 日に国際シンポジウムを開催し、国内・国際共同研究の足がかりとした (参加者数 180 名)。また、11 月 11 日～12 日に若手リトリートを開催し、若手及び女性研究者と海外研究者との研究交流を深めることにより、研究者育成を行った (参加者数 27 名)。

これまでの共同研究により蓄積された研究成果を元に、筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 発症の仕組みの一端の解明 (Nakazawa et al., Nature Communications, 2016)、輸送小胞の開口放出に関わるタンパク質 SNAP23 がインスリン分泌に抑制的に働いていることの発見 (Kunii et al., Journal of Cell Biology, 2016) 等に関する論文発表を行った。これらの研究成果は各種報道機関により報道された。

また、若手研究者主催による「第 1 回生体調節研究所内分泌代謝学共同利用共同研究拠点若手研究者育成プログラムセミナー」(2017 年 2 月 1 日) を開催して鍋島陽一先生 (先端医療振興財団先端医療センター長・京都大学名誉教授) を招聘し、若手研究者、大学院生、学部生等の研究活動などの交流の活性化を図った。

■研究所独自の活動

研究所独自の取組として、インスリンを輸送する分泌顆粒の細胞膜ドッキングの機能的意義と分子装置のナノ構造の解明 (Mizuno et al., Scientific Reports, 2016)、分泌顆粒の成熟と開口放出を連結する分子機構の解明 (Matsunaga et al., Journal of Cell Science, 2017)、グルコースによりカルシウム感受容体が活性化すること (Medina et al., Journal of Biological Chemistry, 2016) などを見出し、論文発表を行った。

一方、共同研究、学術交流、人材養成方法の確立等を目的として、4 月 19 日に首都医科大学 (中華人民共和国) と新たに国際交流協定を締結した。

英語版ホームページについては、適時改訂を行い、最新の研究成果の発表等の情報公開を継続して行っている。また、Facebook を開設して、情報発信に取り組んでいる。

また、若手のキャリアパス形成のため、特任研究員として、5 名の若手研究者を採用した。

附属病院

教育・研究面

■医療従事者のスキルアップ及びスキルラボセンターの設備等の充実と活用
教育面においては、平成 28 年 11 月から医学部医学科の学生を対象とした一時救命措置 (BLS)、胸部診察、腹部診察、外科的処置などのテーマに加え、海外渡航で気をつけたい感染症や整形外科的応急処置など院外での対応も必

要とされるようなテーマや、外部講師を招聘したシナリオトレーニングセミナーを合計9回開催した。

当院のスキルラボセンターの充実度と取り組みが評価され、「第4回全国シミュレーションスペシャリストセミナー」を当院で開催した。このセミナーの開催により、全国からスキルラボ管理者が集まり、より良いスキルラボの管理・運営について情報交換を行いながら学び合うことができた。

普及面においては、各診療科におけるシミュレータを利用したトレーニング法、医学部の学生教育における低学年からのシミュレーショントレーニングの活用方法をスキルラボセンターから各部署に提案し、シミュレーション教育の普及と利用者の拡充を図った。

設備面では、新たに関節鏡手術のシミュレータ、新生児蘇生シミュレータ、片麻痺を体験できる装着型シミュレータをそれぞれ導入した。

また、医療人能力開発センターでは、院内で研修している臨床研修医を対象に教育研修面をサポートするとともに、労務管理状況をチェックできる体制をとっている。

診療面

■重粒子線治療

重粒子線治療については、施設基準の見直しが行われ、先進医療の体制が施設主導から学会主導に切り替わった。先進医療Aでは統一治療方針を全国の治療施設と連携して作成し、統一の同意説明文書、治療スケジュール、全例登録のデータベースを完成させた。また、保険収載までのロードマップを作成して厚労省の先進医療会議に報告した。先進医療Bでは、群馬大学が取りまとめ医療機関となり肝細胞癌に対する重粒子線治療の他施設共同臨床試験を開始した。また、米国テキサス大学サウスウエスタン校、放医研、イタリアのCNAO（イタリア国立粒子線がん治療センター）らと連携して膵臓癌に対する国際共同施設臨床試験の準備を進めている。

■熊本地震に対するチームスタッフの派遣

平成28年4月に発生した熊本地震について、群馬大学のDMAT（災害派遣医療チーム）隊員が中心となった医療救護班の派遣及びDPAT（災害派遣精神医療チーム）並びにJRAT（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）に本学教職員の派遣を行い、現地で活動を行った。

DMATは医師1名、看護師2名、薬剤師1名、業務調整員2名（うち1名は群馬県職員）で構成され、4月22日から25日の4日間の救護活動で巡回した避難所は、延べ7カ所になった。DPATは、医師1名、看護師1名、臨床心理士1名、精神保健福祉士1名、業務調整員1名（群馬県職員）で構成され、5月9日から12日の間、現地で被災精神科病院への支援、避難所や在宅の精神障がい者への対応、避難所における巡回相談（診療行為を含む）などを行った。

JRATは医師1名、理学療法士2名、作業療法士1名で構成されており、群馬大学からは医師を派遣し、5月12日から15日までの4日間、現地の避難所で活動を行った。

なお、群馬大学が派遣したDPATについて、現地での精神医療保険活動の回復に顕著に寄与したとのことで、厚生労働省委託事業DPAT事務局から感謝状が送られた。

■児童虐待防止医療ネットワーク事業

群馬県から委託された児童虐待防止医療ネットワーク事業において、県内医療従事者に対し児童虐待防止に関する研修会を3回開催した。あわせて、児童虐待事案における刑事手続きの流れについての講演会を開催した。また、小児虐待対応チームがある県内中核病院間で会議を開催し、情報共有を通じて連携を深めた。その結果、県内中核病院にとどまらず、診療所、児童相談所、警察本部、検察庁等幅広い機関・職種に対して児童虐待の基礎知識、通報方法等の認識を広めることができ、虐待の発見から対応までの体制作りに貢献した。

運営面

■国際規格（ISO15189）に基づく臨床検査室の認定取得（平成27年度以前からの取組）

治験・臨床研究における臨床検査の精度を確保・維持し、迅速かつ正確で質の高い検査結果を提供するため、臨床検査の国際的第三者認定であるISO15189の認定を平成28年3月17日取得した。これにより、治験・臨床研究における臨床検査の精度を確保・維持し、迅速かつ正確で質の高い検査結果の提供が保証された。ISO15189認定の臨床検査室としてPDCAサイクルを運用するため、ISO15189の規定に則り検査部内に内部監査チームを編成し、日常業務担当部署以外の各検査部門について内部監査を実施した。内部監査では、検査前・検査・検査後プロセスについて検査部品質マニュアルと各種手順書に則った業務が実施され、ISOの要求事項を満たしているかチェックし、洗い出された問題点には必要な是正処置を行った。是正後は、確実に改善しているか検査部内の会議で評価した。また、年度末には、一年間に発生したインシデントすべてと結果報告遅延などを含め臨床検査業務全般にわたり評価を行い、継続的改善に向けた取り組み方針を定めて検査部内で情報を共有し、継続的な業務の改善に努めた。認定後も継続して臨床検査の品質の維持・向上を図り、ISO認定後に義務付けられている認定後審査を平成29年2月7日、8日に現地審査により受審した。結果については、平成29年4月11日付でISO適用基準に適合し又申請された試験方法の規格等に対する技術能力を備えていると判断され、認定継続が承認された。

■入退院センターの対象科・対象業務の拡大

入院手続き及び入院後の診療を円滑に行うため、入退院センターにおいて入

院手続き、アナムネ（※）、持参薬確認等を行っている。平成 28 年度はアナムネ及び薬剤師面談の対象診療科を拡大し、あわせて医学生臨床実習同意書説明、伝染性疾患の既往と予防接種歴の聞き取り及び苦痛のスクリーニングを開始した。成果として、病棟スタッフの聞き取りなどの負担が軽減され、患者にとっては入院前に状況が説明でき、ケースによっては、退院後に向けた早期介入支援を受けることができた。また、持参薬の事前確認により、周術期における医療事故防止にも貢献している。

※ アナムネ：患者の入院歴や病歴を患者あるいは患者の家族に聞くこと

■ 医療安全推進室の設置

医学部附属病院で発生した医療事故問題に対し、患者家族への迅速かつ丁寧な対応に最優先であたること、学外関係機関との連絡調整等を行うことを目的に、平成 28 年 6 月に医療安全推進室を設置した。

附属学校

教育課題への対応

四校園とも年間 1～2 回の公開研究会を行っており県内外からの参加者がある。公開研究会では教育課題を踏まえた指導方法や授業展開を中心にテーマに沿った先導的な取組の発信を行っている。例えば、附属小学校では、「知を創造する子どもの育成～協働性を発揮する活動における外化の促進」を研修主題として掲げた公開研究会において、アクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の改善という教育課題を踏まえて、子どもたちが問題解決に向け相互に深く関わり合う中で、自身の思考を深めて表現し、新たな知識や技能を創り出していくといった授業を行うことによって、教育課題に対する研究開発の成果を公開した。

また、ICT を有効に活用した学習活動が全国的な課題となっている中、附属中学校では、高速 Wi-Fi 環境における iPad を活用した学習を各教科・道徳・特別活動などで積極的に行っている。特に、5 月中旬に行った、タブレット端末を使った修学旅行の班別自由活動の計画を立てる事前学習については、「主体的・対話的で深い学び」を目指した協働学習における有効な情報収集・活用という点から先導的な取組であり、地元の新聞から授業の様子についての取材を受けたり、県内の学校から問合せが多数あるなど、多方面から関心を集めている。

大学・学部との連携

附属学校では、大学・学部教員が授業を担当したり行事に参加したりするなど、大学・学部のリソースを生かした、質の高い教育課程や教育方法の開発を

進めている。具体的には、附属中学校において 5 月 25 日に体育教育講座教員が専門的な知見を生かして睡眠のとり方に関する保健体育の授業を行うなど、学年合同の特別授業を 8 回（32 時間分）実施した。また、6 月 3 日の「弁論大会」に国語教育講座教員が、11 月 11 日の「文化祭・合唱コンクール」に音楽教育講座教員が、それぞれ審査員として参加して専門的な知見を生かした講評指導を行うなど、附属中学校全校行事に 2 名の大学教員が参加した。

学部における研究への協力については、学部教員と附属学校園教諭が連携した校内研究を行っている。例えば、幼稚園においては、幼児の発達心理学を専門とする学部教員が来園し、日頃の保育実践や幼児の遊び等の観察や、実践的課題解決に向けた幼稚園の園内研究に参加し適切な助言を行っている。若く経験の浅い教員が多い附属幼稚園では、専門的知見を有した学部教員の参加により、研究に対しての考え方や具体的な進め方についての理解が深まり、教員の研究意欲の向上につながった。

教育実習については、学部教員を委員長とする教育実習委員会（年間 11 回実施）の委員として附属学校の副校長 4 名が、質の高い教育実習を提供する場としての附属学校の位置付けを充分踏まえた上で、学部の教育実習の具体的な計画作成・実施・評価等に積極的に参画している。また、附属学校の教員 30 名が実地指導講師として、1 年から 4 年のすべての学部生に対して 12 日間 115 回の講義等を行うことにより、事前指導を充実させている。また、実習の受入に協力している県内市町村担当者（教育委員会と教育実習協力校）が一堂に会する教育実習協議会（年間 4 回実施）に附属学校の副校長 4 名と実習担当教員 4 名が出席し、附属学校での実習の様子について公立学校の代表者に説明し、公立学校での実習がスムーズ行えるようにしている。

地域との連携

附属学校と学部とが共同で設置したこども総合サポートセンターでは、学部・附属学校教員に加え、群馬県教育委員会指導主事を構成員とするほか、群馬県教育研究所連盟（県教育センター、県内市町村の教育研究所及び 25 の教育機関からなる連盟）へ加盟する等、群馬県教育委員会との連携体制を築いている。センターでは、県内学校園からの指導支援についての相談業務を行っており、経営的な視点・特別支援的な視点から現地に赴いて指導・助言を行い、県教委の相談機関と連携し、附属学校教諭が特別相談員として地域での相談業務に携わり、年間 24 回（24 日）の委託相談業務を果たした。

喫緊の教育課題である、不適応を起している児童生徒への支援について、指導支援や相談業務について附属学校が研修を開催しており、県・各市町村教育委員会が研修会内容を発信することにより、関係者の参加を促している。大学・学部（教育学部）からも関係者を講師として招き連携し、事例検討型ワークショップを 8 月及び 2 月に行い、67 名（外部教育関係者等）の参加があった。

役割・機能の見直し

平成 29 年 3 月 8 日開催の第 2 回教育学部附属学校審議委員会において、附属学校園が果たすべき役割とそのための方策について検討を行った。

附属学校審議委員会で、今後の検討を進めていくための共通認識として、以下の各点をいっそう強化すべきことが共有された。

- ・研究・教育についての学部との連携
- ・教育実践に関する研究成果の地域への還元
- ・現職教員の研修（教職大学院での学修を含む）への支援

2. 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善および効率化に関する目標

特記事項 (P. 17~P. 19) を参照

(2) 財務内容の改善に関する目標

特記事項 (P. 23) を参照

(3) 自己点検・評価および情報提供に関する目標

特記事項 (P. 26) を参照

(4) その他の業務運営に関する目標

特記事項 (P. 30) を参照

3. 戦略性が高く、意欲的な目標・計画の状況

<p>中期目標【I-2-(1)-①】</p>	<p>再定義された各学部のミッションに基づき、未来先端研究機構を研究の全学的展開のプラットフォームとして活用し、統合腫瘍学や内分泌代謝・シグナル学などの本学の重点領域分野を先頭に、重粒子線治療などの先進医療の研究開発や低炭素化材料の開発などの各専門分野の最先端分野を切り開く独創的な研究を国内外の研究者・研究機関と連携して推進する。国際的な研究・人材育成のネットワークを構築し、未来先端研究機構を国際的な研究機関のハブ、研究拠点としての地位へと高めていく。基礎研究と応用的、実践的研究との融合を図り、産業界や自治体等との共同研究・共同事業を推進する。研究成果に関わる報告会を学外者も招いて開催するとともに、研究状況についての評価を行うことにより、研究水準の向上につなげる。</p>	
	<p>中期計画【31】</p>	<p>重粒子線治療対象疾患の拡大と治療の高度化・効率化を目指した、治療照射技術等の高度化研究、並びに治療効果拡大のための治療メカニズム等の解明に向けた臨床的放射線生物学研究を行う。研究推進に際しては、国内においては放射線医学総合研究所等、国外においてはドイツハイデルベルグ大学等の他機関との間での活発な人事交流の下で、共同研究を行う。特に治療照射技術の高度化に関連する機器開発においては、地域産業界等との連携の下で研究開発を行う。</p>
	<p>平成28年度計画【31-1】</p>	<p>重粒子線治療対象疾患の拡大と治療の高度化・効率化を目指した、治療照射技術等の高度化研究、並びに治療効果拡大のための治療メカニズム等の解明に向けた臨床的放射線生物学研究を行う。研究推進に際しては、国内においては放射線医学総合研究所等、国外においてはドイツハイデルベルグ大学等の他機関との間での活発な人事交流の下で、共同研究を行う。特に治療照射技術の高度化に関連する機器開発においては、地域産業界等との連携の下で研究開発を行う。</p>

実施状況

カーボンナイフ治療の実現を目指した、微小ビーム治療の開発・研究を以下「1」のとおり行った。また、国内外機関との間で放射線生物学関連共同研究を推進するため、以下「2」を行った。さらに地域産業界等との連携の下に治療照射に資する機器開発を推進するため、以下「3」を行った。

1. 炭素線による小照射野（一辺 10 mm、5 mmの正方形の照射野）を作成した。金属に設けた前記の大きさの穴にビームを通すことにより、広がり少ない線量分布を形成することができた。これにより、物理的な測定結果から、ヒトの正常組織に対する影響が軽減できるであろうとの考察となった。これは重粒子線の特徴によるものであり、同条件では、X線や陽子線では、重粒子線のように広がり少ない線量分布を作ることは困難である。

2. 米国2施設 (Massachusetts General Hospital (MGH)/Harvard Medical School 及び University of South Carolina)、韓国2施設 (Dongnam Institute of Radiological & Medical Sciences (DIRAMS) 及び (Korea Institute of Radiological & Medical Sciences (KIRAMS))) と共同研究を実施して、重粒子線の生物学的効果に関する論文や重粒子線の同期照射技術の応用に関する論文など計6報について論文誌に掲載された。またがん幹細胞の重粒子線感受性に関する1報が論文掲載を受理された。がんに対する重粒子線の効果、がん幹細胞の重粒子線感受性、重粒子線照射方法の違いによる放射線の治療効果を表す指標である RBE (生物化学的効果比 (Relative Biological Effectiveness)) などの研究をすすめた。

3. 重粒子線医学推進機構と前橋商工会議所、理化学研究所は「研究協力に関する覚書」を締結し、今後の機器開発への土台を作った。

・前橋商工会議所の物づくり指南塾において、重粒子線治療に関する講演を行い、重粒子線装置に使用されている機器等の特徴と特殊性を説明し、今後の機器共同開発の足掛かりとした。

・ゲル線量計の商品化に向けて、その用途等について県庁産業経済部次世代産業課からの紹介を受け、県内の企業に大学に来てもらい、ゲル線量計に関するセミナーを開催し、議論を深めた。

<p>中期計画【32】</p>	<p>未来先端研究機構において、世界的研究機関や研究者との共同研究等を積極的に実施するなど、本学の強みを有する統合腫瘍学、内分泌代謝・シグナル学を始めとした世界水準の研究を実施する。この取り組みを具体化するため、外国人研究者や海外において研究業績をあげた研究者を積極的に招聘し、同機構の専任教員の30%以上を外国人研究者等とする。</p> <p>また、若手研究者の交流を積極的に進め、派遣及び受入れ期間を1週間以上とする研究者の国際交流を年間3件以上行う。これらの成果として、外国人研究者との共著論文を年間10本以上発表するとともに、国際的なシンポジウム、ワークショップ等を年間2件以上開催する。</p>
<p>平成28年度計画【32-1】</p>	<p>外国人研究者や海外において研究業績をあげた研究者を国際公募により積極的に採用するなど、未来先端研究機構の専任教員の30%以上を外国人研究者等とする。</p>
<p>実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「海外ラボラトリー（マサチューセッツ総合病院）」の助教を国際公募の上採用し、共同研究を推進する体制の充実を図った。 ・機構所属の教員10名のうち外国人研究者等は3名となり、外国人研究者等の割合30%（年度末時点）を達成し、グローバルレベルでの最先端研究を推進する体制を整えた。
<p>平成28年度計画【32-2】</p>	<p>海外研究機関等との交流を積極的に進めるため、同機構教員を海外研究機関等に派遣するとともに、同機構の海外ラボラトリーに海外からの研究者を受入れるなど、派遣及び受入れ期間を1週間以上とする研究者の国際交流を3件以上行う。</p>
<p>実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リエージュ大学の生物学系の主任研究員及び若手研究者を「海外ラボラトリー（リエージュ大学）」に採用し共同研究を推進した。（8月～12月） ・未来先端研究機構の生命科学の助教をカロリンスカ研究所医化学研究室に派遣し、共同研究を推進した。（4月～8月）
<p>平成28年度計画【32-3】</p>	<p>国内外の外国人研究者との共著論文を10本以上発表する。</p>

実施状況	・外国人研究者との共著論文数 17 本を発表した。
平成 28 年度計画 【32-4】	第 3 回未来先端研究機構シンポジウム等、国際的なシンポジウム、ワークショップ等を 2 件以上開催する。
実施状況	・宇宙線の被爆によるがん発生のリスクに関する研究で世界的に著名な、コロラド州立大学のマイケル・ワイル教授を招聘し、国際シンポジウム（10 月 25 日）を行った。また、国際セミナー（12 月 15 日、2 月 3 日）を開催し、研究分野を超えたネットワーク拡大や融合研究を加速させる機会をもった。

○ 項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

① 組織運営の改善に関する目標

中期目標	学長のリーダーシップの下、教育、研究、診療、社会貢献、グローバル化等の各般にわたり、実施体制・方法などマネジメントのあり方の不断の見直しを行う しつつ、戦略的な学内資源配分を行う。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況
【59】 学長のリーダーシップの下、教育、研究、診療、社会貢献、グローバル化等について、教員組織を一元化した学術研究院の特性を活かした機動的・戦略的な法人運営を行う。	【59-1】 学長のリーダーシップの下、学部入学定員の見直しや社会の変化に対応できる教育研究組織の見直しの将来的な必要性等を踏まえ、定数抑制を行うとともに新構想枠を設定し大学教員の定数配分を行い、機動的・戦略的な法人運営を行う。	III
【60】 大学運営を円滑にするため、副学長を配置するなど学長を補佐する体制を強化する。	【60-1】 学長を補佐する体制を強化するため、特命事項担当の役員1名を採用する	III
【61】 多様な人材の確保や教員の流動性向上に資するため、柔軟な人事・給与システムを導入する。年俸制の適用者を「年俸制導入等に関する計画」等に基づき、大学教員の10%以上に拡大する。	【61-1】 多様な人材の確保や教員の流動性向上に資するため、「年俸制導入等に関する計画」等に基づき、大学教員の10%以上の教員に対し、年俸制を適用する。	IV
【62】 優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大するため、「若手教員の雇用に関する計画」に基づき、退職手当に係る運営費交付金の積算対象となり得る教員での若手教員をテニュアトラックとして新たに採用する等、その雇用を促進する。	【62-1】 優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大するため、「若手教員の雇用に関する計画」に基づき、退職手当に係る運営費交付金の積算対象となり得る教員での若手教員をテニュアトラックとして新たに採用する等、その雇用を促進する。	III
【63】 男女共同参画社会の実現を目指し、教育研究活動を活性化させるため女性教員等を積極的に採用し、第3期中期目標期間末までに20%を確保する。 また、役員に占める女性比率12.5%以上、管理職に占める女性比率14.3%以上を確保する。	【63-1】 女性教員等の現員及び採用状況を定期的に把握し、女性教職員等の中長期的な採用計画を立案する。	III
	【63-2】 女性の役員については、平成28年度に1名採用し、役員に占める女性比率12.5%を確保する。また、女性の管理職登用を積極的に行う。	III

I 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	教員組織を一元化した学術研究院の特性を活かし、学部等が有する強み、特色、社会的役割に応じた教育研究組織の見直しや人的資源の重点支援を行う。
-------------	---

中期計画	年度計画	進捗状況
<p>【64】 教育学研究科修士課程及び専門職学位課程（教職大学院）では現職教員の資質能力向上のため、群馬県教育委員会等と連携して現職研修のための体制整備を行う。 また、学部志願者数や教員採用数の動向を見極めつつ群馬県教育委員会との協議を行い、学部入学定員の見直しを踏まえた組織体制を整備する。</p>	<p>【64-1】 現職教員の修士レベルの研修体制の整備に向けて、研究科長期研修院の充実を図るとともに、県総合教育センター等と連携して現職教員の長期研修の支援を進める。また、教職大学院では学校現場での研修支援を行うとともに、体制整備に向け学部志願者数や教員採用数の動向について検討を進める。</p>	Ⅲ
<p>【65】 社会情報学部においては、社会の要請や時代の動向に対応した、人材の養成を図りつつ、組織の不断の見直し行う。</p>	<p>【65-1】 改組初年度の学部教育について、外部有識者による評価・検証を行い、授業方法や教育体制を見直す。また、大学院については、教育プログラムを刷新する。</p>	Ⅲ
<p>【66】 その他の学部等においては、教養教育の質的転換、グローバル化、社会人の学び直し、産業界との連携などを推進する観点から機能強化を踏まえた組織の見直しに取り組む。</p>	<p>【66-1】 機能強化等の観点から、全学的な将来構想の検討を進める。</p>	Ⅲ
	<p>【66-2】 医学系研究科では、学部教育と連続性・整合性を持つ体系的な大学院カリキュラムを構築するために、講座及び研究分野の再編を進める。</p>	Ⅲ
	<p>【66-3】 医学部医学科では、医学教育の見直しを行い、国際基準に対応した医学教育分野別認証評価の受審準備を進め、対応できる組織体制の見直しを進める。</p>	Ⅲ

I 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
③ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期 目標	業務の見直し、合理化を推進し、効率的な事務執行を行う。
----------	-----------------------------

中期計画	年度計画	進捗 状況
<p>【67】 事務改善・合理化協議会や内部監査等を活用し、業務内容の見直し・改善を進めるとともに、若手職員からの効率化・改善に向けた提案を反映させる仕組みの構築、体系的なスタッフ・ディベロップメント（SD(※)）等を実施する。 (※) SD: Staff Development の略。事務職員や技術職員など職員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組。</p>	<p>【67-1】 事務改善・合理化協議会を定期的開催し、業務の見直し・改善を進めるとともに改善等の進捗管理を行う。また、若手職員等からの業務の改善・効率化に向けた提案を反映させる仕組みを構築し試行するほか、職階別・業務別の研修を計画的に実施する。</p>	III

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等**■継続した定員抑制と新構想枠の確保【59-1】**

学長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な法人運営を行うことを目的に、平成 26 年度に教員組織を学術研究院に一元化した。各学部等への教員定数の配分は、学術研究院から毎年度行うこととしている。

第 3 期中期目標期間初年度である平成 28 年度は、第 3 期中期目標期間中の定数削減計画(12 名分)及び将来的な学部入学定員の見直しや社会の変化に対応できる教育研究組織への見直しの必要性を踏まえ、再配分するための新構想枠(19 名分)の年度別削減計画を策定した。なお、平成 28 年度においては、企画戦略室で検討している教育研究組織の見直しに係る将来構想プロジェクトに 4 名分を確保した。

■教員における年俸制の導入状況【61-1】

教員の流動性の向上及び教育・研究等の成果を給与に反映させる魅力的な給与体系を実現し、教育研究活動の活性化及び優秀な人材の確保を図ることを目的として、大学教員に対して、年俸制を適用している。

当初は、テニュアトラック普及・定着事業により雇用された一部の教員のみ適用していたものを、平成 26 年度から未来先端研究機構を主担当とする教員に適用させたほか、学部等を主担当とする採用教員へ適用を拡充した。さらに、任期の定めのない教授のうち、年度当初 60 歳に達している者を基本として、55 歳に達し当該制度の適用を希望した者についても対象としている。

平成 28 年度末現在では、全教員の 25.5%の教員が年俸制適用者となっている(851 名中 217 名)。承継内教員においては、平成 26 年度の制度導入より、平成 27 年度末までに 99 名の教員に年俸制を適用した。更に、平成 28 年度には新たに 59 名の教員に対して年俸制を適用し、中期計画で設定した大学教員の 10%以上の教員に年俸制を適用するという目標を上回る 20.8% (758 名中 158 名)の教員が年俸制適用教員となった。

■企画戦略室の設置【66-1】

大学の重点戦略課題に機動的に対応するため、平成 28 年 9 月に学長の下に企画戦略室を設置した。企画戦略室は、学長が命ずる重点戦略課題等に係る情報の収集・分析及び企画・立案に関することを業務とし、経営戦略に関する業務を行う常駐の経営戦略チームと組織改編等の特定の課題ごとに置くことができるプロジェクトチームで構成している。

経営戦略チームにおいては、学長のリーダーシップの強化を目的とした裁量経費の増額、また、大学における国際化の拠点として大学全体の国際化を戦略的に推進することを目的に国際センターの設置を決定したほか、広報戦略についての検討を行った。

また、機能強化等の観点から教育研究組織の見直しに係る 4 つの将来構想プロジェクトチームを立ち上げ、教職協働体制で計 45 回の会合を開催するなど、スピード感を持って検討を進めた。

■事務改善合理化【67-1】

事務の改善・合理化、効率化を図るため設置している事務改善・合理化協議会において、継続的に検討している改善・合理化策の一つとして旅行命令・旅費請

求手続きの効率化について決定し、平成 29 年度から試行することとした。

また、若手職員からの改善・合理化等に向けた提案をくみ上げる仕組みとして、「ググっとアイデア賞」を制度化し実施した。結果、全学の幅広い職階から計 88 件の提案(提案のうち 84%が、若手職員からの提案)があり、目的としていた改革マインドの醸成という面でも、一定の成果があったと考えられる。

■医療安全管理体制【86-1】【課題・指摘事項への対応】**○平成 27 事業年度の評価結果において課題として指摘された事項**

平成 26 年度評価において評価委員会が課題として指摘した、医療安全管理体制の重大な欠陥について、ナンバー内科及び外科診療体制を廃止し、内科診療センター及び外科診療センターに統合しているほか、コンプライアンス推進計画の立案、教育・研修の企画と管理を行う病院コンプライアンス推進室を設置するなどの改善に向けた取組が行われているが、治療内容等に係る説明同意文書の記載内容の統一化について周知徹底がなされておらず、必要記載事項が一部漏れている事案があったことから、改善に向けた取組が十分に徹底されていたとは言えない。

○第 2 期中期目標期間評価結果において改善すべき点として指摘された事項

附属病院において、腹腔鏡下肝切除術等に係る医療事故が発生していたにも関わらず、死亡事例についての適切な要因分析や病院長への報告がなされることなく手術が継続して行われていたことがあり、結果として複数の患者が死亡するという極めて重大な事態が生じるとともに、特定機能病院の承認が取り消されるという事態に至った。

大学としては、ナンバー内科及び外科診療体制を廃止し、内科診療センター及び外科診療センターに統合しているほか、コンプライアンス推進計画の立案、教育・研修の企画と管理を行う病院コンプライアンス推進室を設置するなど、改善に向けた取組を行っているものの、治療内容等に係る説明同意文書の記載内容の統一化について周知徹底がなされておらず、必要記載事項が一部漏れている事案があったことから、引き続き、医療安全管理体制の強化や組織体制の見直し等に積極的に取り組むことが強く求められる。

○対応状況

医療安全管理体制の重大な欠陥に係る改善の徹底不足の指摘を受け、信頼の回復を最優先にガバナンスの強化等の改善・改革を行った。

ガバナンスの強化及び改善・改革の取り組み**□医学系研究科・医学部附属病院改革推進委員会の設置 (H28.9)**

今回の医療事故を覚知した平成 26 年 6 月以降、病院としては、これまでに様々な改善・改革に取り組んできた。

平成 28 年 7 月 30 日には、第三者による医療事故調査委員会から報告書が提出・公表され、8 月 2 日には、病院改革委員会からも最終提言がなされた。これら報告書等には、病院だけでなく医学系研究科も含めた改革が必要との新たな提言等が盛り込まれている。そのため、医学系研究科と病院が一体となって改革を推

進する司令塔としての「医学系研究科・医学部附属病院改革推進委員会（以下、改革推進委員会）」を設置した。改革推進委員会では、医療事故調査委員会報告書等の各種提言等について医療現場に浸透させ、全部門が一体となって改革を実行するため、平成 28 年 10 月 7 日に「提言への対応を進めるための WG」を設置し、着実に改革につなげるための活動を行った。

具体的には、改革状況の把握のため診療科レベルでのアンケートを実施し、課題を整理して改革推進委員会へ報告した。報告を受けて、改革推進委員会では全職員を対象に全体説明会を開催し、提言内容の周知等を行った。さらに、各診療科のカンファレンスに合わせて診療科訪問を行い、現場レベルでの問題点の聞き取りと提言内容の周知を行った。

2016/10/7 改革推進委員会で「提言対応 WG」設置
 2016/10/12 提言の事項一覧とともに、アンケート配付
 2016/11/17 アンケート回収、とりまとめ・分析作業
 2016/12/26 病院運営会議へアンケート結果等報告
 2017/1/10 臨床主任会議へアンケート結果等報告
 2017/1/12 改革推進委員会へアンケート結果等報告
 2017/2/6 全体説明会
 2017/2/20 各科等訪問開始（3/30 現在 10 か所訪問）

□診療科及び部門に対する病院長による院内巡視

病院長や幹部職員が、部門へ抜き打ちで訪問する病院長院内巡視を月例で実施することとあわせて、病院長単独で院内各部門の提言内容の周知状況の再確認を行っている。また、現場職員からの実際の声を聞くことにより、風通しの良い院内環境を構築している。

□医療安全管理の適正な実施に疑義が生じた場合等の情報提供を行うための病院独自の内部通報要項設置

内部通報制度は、大学全体の制度として存在していたが、病院独自の制度として、3つの方法による通報の窓口を設け環境を整備した。

- ① 職員ご意見箱（匿名可能）（H27.11～）
- ② 病院内部通報要項の制定（メール・電話等、匿名可能）（H28.5～）
- ③ 職員用電子掲示板（記名環境でのオープンな意見を募集）（H28.5～）

医療の質向上のための取り組み

□医療業務安全管理委員会の充実

問題事例に係る審議体制の強化及び共通認識を持って改革に繋げる体制の強化を図るため、医療業務安全管理委員会の委員を増員するとともに、資料の事前配付や、審議内容の精選化を行い、活発な議論が行える体制を整えた。

業務内容は、事象レベル 3b（※）以上のインシデント、バリエーション報告を中心に、多科多職種で行う合併症・死亡症例カンファレンス議事要旨の確認、詳細事例検討として問題事例における詳細提示と審議を行うこととしており、委員会での議論から、事例によっては、院内のみで対応を決定せず、外部委員の助言を得て対応を決定し、病院としての医療の質の向上、体制強化の活動につながった事例があった。

なお、委員会での審議事項は、各部門のリスクマネージャーが集まるリスクマネージャー会議を通して各部門へ情報の周知が行われている。

あわせて、安全情報に係る周知については、各スタッフから周知情報を確認した旨の署名を行うことで徹底を図っている。

※ 事象レベル：医療法施行規則により、医療機関における事故等の範囲に定められている事象を、影響の程度に応じて「国立大学附属病院医療安全管理協議会」が定めた「影響度分類」に準じた分類
 事象レベル 3b は、行った医療又は管理により、本来必要でなかった治療や処置が必要となったレベル

□インシデント・バリエーション報告についての周知徹底

問題事例を医療安全管理部門が確実に把握する手段として、医療業務安全管理委員会やリスクマネージャー会議での各リスクマネージャーに対する具体的な周知、医療の質・安全管理部による各診療科等への指導を行った。

その結果、平成 28 年度のインシデント、バリエーション報告は、総数 5,738 件となり、前年度の報告数を 872 件上回った。（H27 年度：4,866 件）

いずれの職種からの報告も増加しているが、特に職種別の報告では、研修医を含む医師からの報告は 802 件（H27 年度：640 件）（全体報告数の 14%）と顕著に増加が見られた。増加の理由として主に、合併症と思われる症例について増加した要因としてあげられ、バリエーションに該当する事例及び軽微なインシデントやヒヤリハット事例を積極的に報告するという意識が十分に浸透していることが確認できた。

□部署間の連携、検討体制の強化

多診療科・多職種での合併症・死亡症例カンファレンスを開催し、部署間の連携強化につながるとともに、再発予防策の検討が医師だけの視点ではなく、多角的に行われるようになった。

医療の質・安全管理部スタッフが、各部署のカンファレンスに参加することにより、リスクマネージャーからの情報提供に加え、医療の質・安全管理部スタッフから直接、院内での統一した方針提案や問題提起が行えるようになった。また、医療の質・安全管理部で主催したカンファレンスについて、広く参加を促し、議事要旨を各診療科が利用しやすい形にまとめ、病院としての事例対応の方針策定の際に、参考として利用してもらうようにした。

□インフォームド・コンセント（IC）に係る充実と見直し

説明同意承認文書については、院内で基本的に必要とされる文書は全て作成された。また、同時に、これまで作成された説明同意承認文書を看護師がチェックし、必要事項の追記や、患者にとってわかりにくい表現の修正を順次行い、内容の充実を目指してブラッシュアップを図っている。

看護師の IC 同席については、看護師の同席率調査を継続しており、病棟別の同席数は、ばらつきはあるが、外科系診療科を中心に増加傾向である。入院での IC 同席率は向上しているが、現在病院としては、説明から同意に至るまでに、患者が熟慮できる期間を設けるため、外来で IC を実施することを推進しており、件数も増加している。あわせて看護部では、平成 28 年度より外来 IC 同席数の調査を開始し、外来での IC への同席に柔軟に対応できるような体制を、今後の重要課題として取り組むこととしている。

また、第三者による医療事故調査委員会報告書から、同席する看護師が行うべきことや役割を明確にすること、医師の説明のわかりやすさを評価・フィードバックすること等の提案を受け、試験的に IC における必要事項確認のチェックシートの利用などを開始している。

今後は、患者・家族がより理解しやすいような説明と内容の充実を目指して、患者へのアンケート調査を予定している。

□診療記録の充実と点検

医療の質・安全管理部では、浸透状況の確認方法についてインシデント報告事例などを中心に、毎月 200 件以上のカルテレビューを行っている。また、診療情報管理部においても定期的にピアレビュー及びカルテレビューを行っており、改善状況を確認し、結果についてフィードバックを行っている。その結果、現在は古い文書や独自の文書の使用はみられなくなった。

□倫理審査体制の強化

臨床倫理委員会専門委員会において、ハイリスクな医療行為、緊急時の保険適用外治療などの審議を継続して行った。審議件数は平成 26 年度 27 件、平成 27 年度 51 件、平成 28 年度 79 件と増加、高難度医療をより安全に行うための体制を構築した。

特に、ハイリスク医療行為等の審議件数が増加しており、個々の事例について慎重に審議する体制が院内に浸透していることが数字でも表れており、リスクの認識、医療安全に対する意識向上が図られている。

□死亡症例・合併症カンファレンスの推進

多診療科・多職種による死亡症例・合併症カンファレンス（M&M カンファレンス）の推進を目的とし、医療の質・安全管理部主催による M&M カンファレンスを平成 28 年 12 月より開始し、年度内に 5 回開催した。また、各診療科が主催する M&M カンファレンスに医療の質・安全管理部スタッフが積極的に参加し、詳細な検証と客観的視点からの検討を加えることで、医療の質向上を図っている。

□医療安全教育の強化・医療安全研修の強化

医療の質・安全管理部では、これまで行ってきた研修に、最近のトピックや改革関連を題材とした安全セミナーを加え、平成 28 年度は計 11 種の医療安全職員研修を開催した。そのうち、医療事故防止ポケットマニュアルの習熟度を確認する eラーニング研修は医療職必須の研修として実施しており、研修の最後に小テストを実施して、すべて正解しないと受講済の扱いにしない運用としており、これにより講義内容の理解度を確認した。

研修受講に際し、診療や勤務体制などにより実際に行われている研修に出席できない職員については、DVD 再上映での研修を開催することや、DVD の貸し出しによる受講、eラーニングで受講できる環境を整えた。

医療安全職員研修は、全職員に対して年最低 2 回以上の出席を義務付けており、年度末時点で 2 回以上出席をした職員受講率は 100%となった。

医学生に早い時期から医療安全に対する知識及び意識を持たせることにより、患者家族に寄り添った診療ができる医師を養成するため、医学生に対する医療安全教育の強化を、実習や医療安全コミュニケーション演習で行ってきた。平成 27 年度からは、医学科 4～5 年生に対し、臨床実習において、医療安全に係る演習

を含めた実習（3 時間×24 グループ）を実施した。さらに、平成 28 年度から医学科 1～3 年生に対し、医療安全学の講義・実習を 90 分 2 コマ確保し、低学年から医療安全を身近に考える機会を提供した。

I 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
① 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	① 外部研究資金とその他の自己収入を増加させる。 ② 附属病院の健全な経営と安定した収入を確保する。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況
【68】 科学研究費助成事業（科研費）等各種外部研究資金の獲得のために、教職員に対し説明会を実施するなど積極的な情報提供と支援を行い、安定した外部研究資金を確保する。	【68-1】 科研費等各種外部研究資金の獲得拡大のため、研究者のニーズを踏まえた情報提供及びURA等を活用した研究計画調書の査読等を行う。	III
【69】 研究成果に関する技術情報等を広く提供し、地域特性への配慮や教育研究の環境を維持しつつ、共同研究等実施件数を確保する。また、群馬大学 TLO(※)を中心に URA 等の人材を活用しつつ知的財産活動の取り組みを推進し、知財に関する収入の前年度実績を確保する。 (※) TLO：Technology Licensing Organization の略。知的財産の創出、取得、管理及び技術移転等に関する業務を行う組織。	【69-1】 自治体等が開催する新技術説明会等への参加や公開特許情報の積極的開示により、研究成果に関する技術情報を広く提供し、共同研究等に繋げる。また、学術研究及び産学官連携を戦略的に企画・推進するため研究・産学連携推進機構の組織体制を強化し、URA との連携を図りながら知的財産活動の取り組みを推進するため、群馬大学 TLO を産学連携・知的財産活用センターとして発展させる。	III
【70】 目標設定、経営意識の共有、分析、中長期の推計に基づく、安定的かつ効率的な病院運営により、収入を確保するとともに、経費を削減する。	【70-1】 病院の理念や基本方針を踏まえた病院経営方針を策定し着実に実行することで、社会の信頼を回復し病院経営の健全化を図る。	III
	【70-2】 病院管理会計システムを積極的に活用し、経営分析等に役立てる。	III
	【70-3】 急患受入れが病棟においてスムーズにできるようなベッドコントロール体制を構築する。	III
	【70-4】 医療材料・医薬品等について、価格交渉を行う等により経費削減に努める。	III

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ② 経費の抑制に関する目標

中期目標	効率的な予算執行と業務の効率化により管理的経費（一般管理費）を節減する。
------	--------------------------------------

中期計画	年度計画	進捗状況
【71】 各種業務委託の点検及び光熱費契約の見直しなどにより、管理的経費（一般管理費）を第2期中期目標期間中の一般管理費率と同水準となるよう抑制する。	【71-1】 これまで実施してきた管理的経費の抑制方策について継続するとともに、各学部に対し予算配分方針を説明するなど各学部等独自の一般管理比率の抑制を促す。	III

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	施設設備等の有効活用と資金の効果的かつ安全性を考慮した運用を行う。
------	-----------------------------------

中期計画	年度計画	進捗状況
【72】 既存資産の活用状況を定期的に検証するとともに、設備等の共同利用、有効利用を推進するなど、資産の効率的な運用を行う。	【72-1】 学内専用ホームページに学内保有設備情報及びリユース情報を掲載し、設備の有効活用を図る。	Ⅲ
【73】 資金の適性かつ効率的な運用に資することを目的に策定した「運用方針」に則り、資金の効果的かつ安全性を考慮した運用を計画的に行う。	【73-1】 収支見込を策定した上で、状況に応じ随時適切な見直しを行い効果的かつ安全性を考慮した運用に努める。	Ⅲ

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等**■病院管理会計システムの活用【70-2】**

病床稼働率の低迷や高額な医薬品への対応から、病院管理会計システムによる部門別原価計算を使用し、診療科別・入院外来別に収入・支出両面から分析を行い、適宜各科ヒアリングを行うなど収入増及び支出減に努めた。

高額な医薬品について、購入額の多い品目を調査した上で、他大学等の値引き率とベンチマークを行い、価格交渉の材料とした。

分析データを医事課や各診療科等に示す事により、診療報酬上算定可能な加算項目についての検討を行った。

具体的には、特定集中治療室について検討を行い、上位区分の入院料を算定するため必要な臨床工学技士の採用等の準備を進めた。

■ベッドコントロール体制の見直し【70-3】

病床稼働率の低迷を受け、病院長補佐をトップにした「病床配分見直しにかかるWG」により、「緊急入院受け入れに関する申し合わせ(平成26年9月16日付看護部作成)」の周知徹底を図るとともに、短期的な取り組みとして、稼働率の低い共通病床を稼働率の高い診療科に振り当てることで、各科の責任のもと、入院患者の受け入れを効率的に行えるように平成28年11月1日付で病床配置の見直しを行った。見直した結果、共通病床については稼働率が大幅に増加した。(見直し前66.59%(H28年度10月までの計)→見直し後(89.77%(11月～3月の平均値))

一方、固有病床については、稼働率が低い診療科の固有病床数を見直すこととしている。

なお、見直しの結果も踏まえ、定期的なモニタリング・検証を行っている。

■群馬大学基金【留意事項対応】

学生に対する支援、教育研究の質の向上及び社会貢献活動の充実を図ることを目的とし、平成27年度に群馬大学基金を創設した。

基金は、前述の目的を達成するため、①学生の修学支援に資する取組(経済的理由により修学が困難な学生に対する、奨学金の給付、海外留学に係る費用の一部補助等)、②大学運営全般にかかる事業(教育研究の支援、国際交流の推進、社会貢献活動の充実、教育研究環境の整備充実等)、③重粒子線治療の普及・発展に資する事業の3つの事業を行うこととしている。

平成28年度においては、基金ホームページの開設やパンフレットを作成し同窓会等へ送付したほか、寄附金獲得拡充のため基金コーディネータを配置し、県内企業、開業医等を115件訪問するなど各方面との連携づくりを進め寄付を募った結果、約3千7百万円の寄付を受け入れることができた。

[平成28年度 基金における寄附金獲得状況]

- | | |
|---------------------|---------|
| ①学生の修学支援に資する事業 | 約1千2百万円 |
| ②大学運営全般に係る事業 | 約1千万円 |
| ③重粒子線治療の普及・発展に資する事業 | 約1千5百万円 |

I 業務運営・財務内容等の状況
(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
① 評価の充実に関する目標

中期目標	効率的・効果的な自己点検・評価を実施し、評価結果を公表し大学としての社会に対する説明責任を果たすとともに、第三者評価結果等を大学運営の改善に役立てる。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況
【74】 大学の自己点検・評価を定期的実施するとともに、第三者評価等の結果を業務改善に反映させる。	【74-1】 平成 27 年度に受審した機関別認証評価及び教職大学院認証評価の結果を踏まえ、業務運営の改善を図る。	Ⅲ
【75】 教員の自己点検・評価としての教員評価を定期的実施し、評価結果等を踏まえて、報奨等により教員の諸活動の支援・啓発を行う。	【75-1】 評価システムを見直し、教員評価を実施する。なお、評価結果を踏まえ報奨等により教員の諸活動の支援・啓発を行う。また、執行役員会議において評価結果について検証を行う。	Ⅲ
【76】 学外有識者等からの多様な意見・助言・指摘等を取り入れ、学内諸活動を活性化させる。	【76-1】 経営協議会、教育・研究等にかかる各種評価機関等の外部有識者等からの多様な意見・助言・指摘等を取り入れ、学内諸活動を活性化させる。 医療事故に伴う外部委員会の報告等に基づき、院内組織、体制等の見直しを図り、適正な医療提供が行える体制の再構築を行い、信頼回復に努める。さらに学外の有識者を病院運営会議の顧問に委嘱する。	Ⅲ

<p>I 業務運営・財務内容等の状況</p> <p>(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>② 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p>
--

<p>中期目標</p>	<p>教育、研究、社会貢献等の大学運営の状況について、積極的に公開する。</p>
-------------	--

中期計画	年度計画	進捗状況
<p>【77】 教育、研究、社会貢献及びその他の大学運営に関する情報について、大学ポートレートなどを活用して国内外に発信し、社会に対する説明責任を果たす。</p>	<p>【77-1】 全学ホームページのユーザビリティ向上を図り、アクセス者にわかりやすい情報の公開を行うとともに、研究成果や地域貢献事業等のプレスリリースを積極的に行う。 AKAGI(群馬県地域共同リポジトリ)を活用し、県内の大学等の学術研究成果及び県立図書館が所蔵する郷土関係資料等を県内外に広く公開する。 重粒子線がん治療施設見学会を実施し、最先端のがん治療について学外に積極的・効果的に発信する。</p>	<p>III</p>

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等**■教員評価【75-1】**

従前3年に一度実施していた教員評価を、年俸制教員の業績評価に活用することなどを視野に、毎年実施できるよう「教員評価指針」等の見直しを行った。また、評価結果について執行役員会議で検証し、評価の質を向上させる体制を整備した。

平成28年度に実施した評価では、毎年実施すること等を考慮し評価項目の設定にあたって各学部等の機能や特色を踏まえ、真に必要な項目に限定し設定するなど、効率化の観点からの見直しも行った。

なお、評価の結果について、役員会、執行役員会議で検証を行い、平成29年度の実施に向け、評価区分毎の加重設定方法等を見直すこととした。

■学外有識者等からの多様な意見・助言・指摘等を取り入れた活動【76-1】

平成28年7月30日の第三者による医療事故調査委員会からの報告書、8月2日の病院改革委員会からの提言を受け、医療事故が判明した平成26年8月以降取り組んでいる事項もあるが、提言を受けた後の取組として、以下の事項を実施した。

病院だけでなく、医学系研究科と一体になって改革を推進する司令塔として「医学系研究科・医学部附属病院改革推進委員会を設置し、平成28年11月に「診療体制」「安全管理体制・倫理」「意識（風土）改革・教育体制」「教育・労務管理」「ガバナンス」を改革項目の軸とした「改革工程表」を作成・公表した。

その中で意識改革・教育体制の充実のための「医療の質・安全学講座」、倫理審査体制の適正化と周知徹底を行うための「先端医療開発センター」を設置することとした。

また、群馬県や群馬県医師会などと連携し、より質の高い医療安全教育と安全性が確保された先進的医療を地域に提供し、県域全体の医療レベルの向上に貢献するための「地域医療研究・教育センター」を設置することとした。

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	① 施設整備においては、教育研究活動の活性化と施設の長寿命化に貢献する。 ② 施設の有効活用については、稼働率及び共同利用率を向上させる。 ③ 環境配慮活動については、第2期中期目標期間の原単位における二酸化炭素排出量より小さくする。 ④ 設備の整備を計画的に行うとともに、有効活用を行う。
-------------	--

中期計画	年度計画	進捗状況
【78】 施設の老朽、リスク及び利用の状況を考慮し、教育研究等の成果達成支援や適時適切な施設保全をするために、国の財政措置を踏まえ施設整備推進戦略を見直し、これに従った整備を行う。	【78-1】 教育研究の活性化と、施設の長寿命化のために施設整備戦略を見直す。	Ⅲ
【79】 教育研究活動のニーズと、施設の利用状況を把握するとともに、これらの情報を整理・分析し、トップマネジメントに基づくスペース管理を行う。	【79-1】 トップマネジメントに基づく、全学的なスペース管理の方針を策定する。	Ⅲ
【80】 エネルギー消費量を把握し、その整理・分析から施設利用者の意識高揚に資する情報を公表するとともに、管理要員の増員、各種省エネ対策に基づく環境マネジメントを行う。	【80-1】 施設・環境推進室にサステイナブルキャンパス部会（専門部会）を設置し、環境マネジメントの方針を策定する。	Ⅲ
【81】 設備マスタープランにより、計画的かつ継続的に教育研究等設備を整備するとともに、リユースシステムを利用するなど有効活用を行う。	【81-1】 設備マスタープランにより、計画的かつ継続的に教育研究等設備を整備する。また、学内専用ホームページに学内保有設備情報及びリユース情報を掲載し、設備の有効活用を図る。	Ⅲ

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
② 安全管理に関する目標を達成するための措置

中 期 目 標	安全対策の強化及び安全管理教育並びに防災教育の徹底を通して、学生及び教職員などの安全を確保する。 また、情報管理の徹底を図るため、情報セキュリティを高めるとともに、教職員の情報管理に関する意識啓発を恒常的に行う。
----------------------------	---

中期計画	年度計画	進捗 状況
【82】 危機管理規則及び教職員安全衛生管理規則などにに基づき、修学及び教育研究環境などの安全を確保する。	【82-1】 危機管理対応指針に基づき整備している個別の危機事象毎の全学マニュアルの見直しを実施するなどにより、危機管理に対する意識の定着を図り、修学及び教育研究環境などの安全を確保する。	III
【83】 安全管理を徹底させるため、安全衛生講習会や定期的な検査を実施する。	【83-1】 安全管理を徹底させるため、キャンパス毎に安全衛生講習会を実施するなど、職員に対する安全衛生教育等を推進する。	III
【84】 群馬大学情報セキュリティポリシーを普及し、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策を徹底させるため、情報セキュリティ確保のための環境整備を行うとともに講習会等を継続的に開催していく。	【84-1】 受講を義務付けた必須の講習として、情報セキュリティ講習会を開催し、情報セキュリティポリシーの普及を図る。また、情報セキュリティインシデント対応チームの設置と活動内容の検討を進める。 医学部附属病院では、システム統合センター・総合情報メディアセンターと連携し、病院内の情報セキュリティ環境の整備を実施し危機管理対策を徹底する。	III

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
③ 法令遵守に関する目標

中期目標	国立大学法人としての使命感・倫理観に立ち、法令及び関係諸規則に基づく公正・透明性のある運営を実施するため、その管理体制の見直しを逐次行う。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況
<p>【85】 業務全般にわたるコンプライアンス推進体制を定期的に点検し、継続的にその見直しを図るとともに、役員及び教職員への周知やインターネットによるeラーニングを導入のうえ、理解度の把握、受講管理を行うなど法令遵守を徹底する。</p>	<p>【85-1】 監事及び会計監査人との連携により、業務全般にわたるコンプライアンス推進体制等を定期的に点検するとともにフォローアップを行う。また研究活動の不正行為防止のため、学内説明会等を開催するとともに、本学で研究に携わる者に対しては、研究倫理教育のeラーニングを受講・修了させ、理解度の把握、受講管理を行い、意識向上を図る。</p>	III
<p>【86】 附属病院に設置した医学部附属病院コンプライアンス推進室が法令遵守の実施状況を確認し、改善・指導を行う。全学的な組織として学長の下に設置した学外委員を含む病院コンプライアンス委員会が定期的に報告を受け、監査・指導する。</p>	<p>【86-1】 定期的に医学部附属病院コンプライアンス推進室会議を開催し、法令遵守の実施状況を確認し、改善・指導を行う。</p>	III
<p>【87】 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、倫理教育及びコンプライアンス教育の強化等のための研修会を開催するなど、教職員の意識啓発を行う。 また、不正を事前に防止する体制の不断の見直しを行うとともに、不正防止計画の策定、組織としての管理責任体制を明確化するなど、不正防止体制を充実させる。</p>	<p>【87-1】 研究活動の不正行為防止のため、学内説明会を開催するとともに、本学で研究に携わる者に対しては、研究倫理教育のeラーニングを受講・修了させ、理解度の把握、受講管理を行い、意識向上を図る。また、学内ホームページに不正防止体制や学内規程等を掲載し、教職員等へ周知する。 eラーニングコンテンツ開発に必要な仕様等について調査を行う。また、会計ルールハンドブックに関するFAQ(※)を整理し、会計ルールハンドブックに掲載するなど、その充実を図る。 (※) FAQ：Frequently Asked Questions の略。よくある質問集。</p>	III
<p>【88】 ICT コンプライアンスの更なる向上を目指し、意識啓発のための環境整備を行う。</p>	<p>【88-1】 コンプライアンス対策のため、各種ソフトウェアの包括ライセンス契約の内容の見直しを行う。また、ファイアウォールの運用見直しを行い、P2P(※)ファイル共有ソフトウェアを利用した著作権侵害を防ぐ環境を整える。 (※) P2P：Peer to Peer の略。ネットワーク上に存在するコンピュータが、一対一の対等の関係で通信を行うこと。</p>	III

(4) その他業務運営に関する特記事項等

■施設マネジメント【78-1・79-1・80-1】

施設整備、施設運営及び環境管理を推進するため、学長の下に施設・環境推進室を設置している。

平成28年度において、施設・環境推進室に施設マネジメントの推進に関する具体的事項を検討することを目的に施設マネジメント部会及び環境マネジメントの推進を実現するためのサステナブルキャンパス部会を設置した。

施設マネジメント部会では、トップマネジメントに基づくスペース管理を行うための「スペース管理方針」を、サステナブルキャンパス部会では、「群馬大学環境方針」を策定し、施設マネジメントに基づいた実行性のある取組みを推進していくこととした。

■群馬大学 CSIRT【84-1】

平成28年9月「国立大学法人群馬大学情報セキュリティ対策基本計画」を策定し、計画に基づき情報セキュリティインシデント対応体制及び手順書等の整備、情報セキュリティ教育・訓練及び啓発活動を行った。

①情報セキュリティ確保のための環境整備

危機管理室の下に情報セキュリティインシデント対応チーム(以下「CSIRT」という。)を設置し、CSIRTのホームページを開設するなど活動を開始した。

②講習会開催等による意識啓発活動

全学教職員を対象とした情報セキュリティ講習会をeラーニングにより開催したほか、ホームページやメールによる注意喚起やインシデント発生時の対応等を周知した。

また、事務系職員を対象に平成28年12月から平成29年3月にかけて、抜き打ちで攻撃メールを模したメールを送信し、対応訓練を行った。この訓練の反響は大きく、意識啓発として訓練効果の向上が図られた。

■個人情報管理【84-1・85-1】【課題・指摘事項への対応】

○平成27事業年度の評価結果において課題として指摘された事項

医学部附属病院において、患者の個人情報が記録されたUSBメモリを紛失する事例があったことから、再発防止とともに、個人情報保護に関するリスクマネジメントに対する積極的な取組が望まれる。

○第2期中期目標期間評価結果において改善すべき点として指摘された事項

個人情報の不適切な管理について、平成24・25・27年度評価において評価委員会が課題として指摘していることから、現在改善に向けた取組は実施されているものの、引き続き再発防止と情報セキュリティマネジメントの強化に向け

た積極的な取組を実施することが求められる。

○対応状況

各部署において適切な者が保護管理責任者となるよう、平成28年4月に「国立大学法人群馬大学保有個人情報管理規程」の改正を行い、周知した。

また、平成28年12月16、19、20日に、3キャンパスにおいて全教職員を対象とした「個人情報保護セミナー」を開催し、個人情報の取扱いや適切な管理について、外部講師による講演を行った。受講にあたっては、国立大学法人群馬大学個人情報保護規程に定める者(事務：保護管理者、保護担当者)(教員：保護管理者、副保護管理者)を必須受講者として位置づけた。

あわせて、「個人情報保護セミナー」の動画をウェブサイトに掲載し、セミナーに参加できなかった者に受講させた。

医学部附属病院においては、12月8日に群馬県警の情報セキュリティ部門の講師を招き、情報セキュリティセミナーを開催した。院内の情報セキュリティへの意識を向上させるため、講習の受講を必須とした。セミナーに参加できない人向けにeラーニングとDVD上映会、DVDの貸出などを行った。また、教授会及び臨床主任会議にて、個人情報の管理徹底について、注意喚起を行った。

II 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

III 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 短期借入金の限度額 2,907,847千円 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。	1 短期借入金の限度額 2,907,847千円 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。	該当なし

IV 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
1 重要な財産を譲渡する計画 該当なし 2 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。	1 重要な財産を譲渡する計画 該当なし 2 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。	1 重要な財産を譲渡する計画 該当なし 2 担保に供する計画 該当なし

V 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	該当なし

VI その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
(桐生)ライフライン再生(空調設備)	総額 515	施設整備費補助金 (245) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (0) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (270)	(桐生)ライフライン再生(空調設備)	総額 290	施設整備費補助金 (245) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (0) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (45)	(桐生)ライフライン再生(空調設備)	総額 229	施設整備費補助金 (196) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (0) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (33)
小規模改修(営繕事業)			小規模改修(営繕事業)			小規模改修(営繕事業)		

○ 計画の実施状況等

施設整備補助金(桐生)ライフライン再生(空調設備)は、196百万円に減額しているが、計画どおり実施し事業の目的を達成した。

小規模改修(営繕事業)は、平成28年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(旧：国立大学財務・経営センター)の施設費交付金が減額されたが、事業については計画どおり実施した。

VI その他	2 人事に関する計画
--------	------------

中期計画	年度計画	実績
<p>(1) 基本原則</p> <p>① 教員の選考（採用、昇任）に当たっては、世界的水準の教育研究を目指す本学の基本理念に則り、人格及び識見共に優れた者につき、研究業績及び研究能力、教育経験及び教授能力、社会的活動、健康状態その他を総合的に判断して行う。</p> <p>② 職員の選考（採用、昇任）に当たっては、専門的能力に加え、幅広い視野を有し、時代の変化や複雑化する社会の現状に対応し得る人材の確保に努め、効率的な大学運営を支える有為な人材の登用を図る。</p> <p>③ 教員の採用に当たっては、若手・女性・外国人を積極的に採用するとともに、教育研究の活性化のため、任期制及びテニユアトラック制度を活用する。</p> <p>(2) 人員管理</p> <p>① 人員管理に関しては、中・長期的計画を策定するとともに、適切な学内資源の配分を行う。</p> <p>② 最少の人員で最大の効果を上げることが基本とした人員と配置の適正化を図る。</p> <p>③ 競争的資金等を活用した教職員の採用を推進する。</p> <p>(3) 人事管理及び研修等</p> <p>① 人事管理は、人材育成の視点、能力及び業績等を重視して人事管理を行う。</p> <p>② 教職員としての多様な能力等の養成及び向上を図り、教職員の意識改革を推進するために必要な研修を行う。研修は定期的を実施し、効果的な運用を図る。</p> <p>③ 教職員の能力の向上及び組織の活性化を図るため、国立大学法人、国、独立行政法人、地方公共団体、民間団体等の諸機関との人事交流を積極的に行う。</p>	<p>○ 教員の採用に当たっては、若手・女性・外国人を積極的に採用するとともに、人事・給与システムの弾力化を促進する。</p> <p>○ 将来的な教育研究組織の見直しの必要性を踏まえ、教員の人事計画を策定し、計画に基づく教員の重点再配置を促進する。</p> <p>○ 大学運営上必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるため、各職員のキャリアパスも見据えたSD研修を計画的に実施する。</p> <p>(参考1) 平成28年度の常勤職員数 2,322人（役員を除く） また、任期付き職員数の見込みを 398人とする。</p> <p>(参考2) 平成28年度の人件費総額見込み 19,051百万円（退職手当は除く）</p>	<p>○ 教員定数の再配分に際し、定年教員の後任補充について3名の若手教員を採用する枠として、再配分を行った。また、年俸制適用教員を新たに59名増員するとともに、クロスアポイントメント規則を制定し（28.4.1）、受入れ体制を整えた。</p> <p>○ 各学部毎の定数削減・新構想枠の削減計画を決定し、各年度毎の削減数を確定させた。</p> <p>○ 研修計画を作成し、キャリアパスを見据えた研修を実施した。</p> <p>(参考1) 平成28年度の常勤職員数 2,324人（役員を除く） また、任期付き職員数 392人</p> <p>(参考2) 平成28年度の人件費総額 19,602百万円（退職手当は除く）</p>

○ 別表1 (学部の学科、研究科の専攻等の定員未充足の状況について)

学部の学科、研究科の専攻等名	收容定員	收容数	定員充足率
	(a)	(b)	(b)/(a)×100
	(人)	(人)	(%)
教育学部 学校教育教員養成課程	880	932	105.9
社会情報学部 社会情報学科	100	100	100.0
情報行動学科	170	183	107.6
(H28 募集停止)			
情報社会科学科	170	182	107.1
(H28 募集停止)			
医学部 医学科	723	749	103.6
(うち医師養成に係る分野)	(723)	(749)	(103.6)
保健学科	660	664	100.6
理工学部			
化学・生物化学科	640	672	105.0
機械知能システム理工学科	440	485	110.2
環境創生理工学科	360	388	107.8
電子情報理工学科	480	555	115.6
学科共通	60	各学科に含む	
(夜間主コース)			
総合理工学科	120	126	105.0
学士課程 計	4,803	5,036	104.9
教育学研究科 障害児教育専攻	6	9	150.0
教科教育実践専攻	40	49	122.5
社会情報学研究科 社会情報学専攻	28	26	92.9
医学系研究科 生命医科学専攻	30	26	86.7
保健学研究科 保健学専攻	100	105	105.0
理工学府 理工学専攻	600	659	109.8
修士課程 計	804	874	108.7

学部の学科、研究科の専攻等名	收容定員	收容数	定員充足率
医学系研究科 医科学専攻	228	294	128.9
保健学研究科 保健学専攻	30	61	203.3
理工学府 理工学専攻	117	77	65.8
博士課程 計	375	432	115.2
教育学研究科 教職リターナー専攻	32	36	112.5
専門職学位課程 計	32	36	112.5

○ 計画の実施状況等

1. 学部の状況
学部全体は、收容定員充足率は104.9%である。
2. 研究科の状況
 - 1) 修士課程では、收容定員充足率は108.7%である。
 - 2) 博士課程では、收容定員充足率は115.2%である。
 - 3) 専門職学位課程では、收容定員充足率は112.5%である。

○ 定員の充足率について

上記のとおり、本学の各課程における收容定員は充足している。
ただし、医学系研究科修士課程生命医科学専攻及び理工学府博士後期課程理工学専攻では、90%を下回る充足率となっている。
医学系研究科修士課程生命医科学専攻においては、理系大学院の充足率や競争倍率が全国的に低下傾向にある中で、本学の魅力を伝えるため、入学案内の広報活動に力を入れている。また海外の協定校への広報活動も強化し留学生の拡大等を基に充足率の改善に努めている。
理工学府博士後期課程理工学専攻においては、7月と12月に入学試験を実施し、定員に満たない場合はさらに追加募集を行っている。医学系研究科修士課程生命医科学専攻の場合と同様、全国的な理工系の博士後期課程への進学率の低下の影響を受けている。充足率の改善を図るため、在学生への働きかけとして、大学院新入生ガイダンスや大学院説明会等において、博士後期課程の研究指導、ポスドクインターンシップ等のキャリア教育支援についての説明を行い、進学を促している。また、企業等との共同研究実績を基に、共同研究先や卒業生へ働きかけ、社会人学生としての入学を促している。